

島根県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金に係るQ&A

番号	事業名	質問	回答
1	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	交付申請書に記載した内容で物品の購入を計画していたが、業者に発注したところ、当初の見積もりから金額が変更となることが判明した。この場合、変更交付申請が必要か。	交付決定額の範囲内であれば、見積や入札による金額の変更は軽微な変更とみなし、変更交付申請の提出は不要とします。
2	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	交付申請書に記載した内容で物品の購入を計画していたが、単価が変動したため、購入数量を変更することを検討している。この場合、変更交付申請が必要か。	交付決定額の範囲内であれば、購入数量のみの変更は軽微な変更とみなし、変更交付申請の提出は不要とします。
3	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	交付申請書に記載した内容とは別の物品を購入することは可能か。	交付決定額の範囲内で、交付要綱等に定められた事業目的等に沿うものであれば、購入する物品の変更は可能です。変更する場合は、あらかじめ変更交付申請書を県に提出してください。 なお、同等の物品であって、メーカーが異なるものや、内容量が異なるものを購入する場合は、変更交付申請書の提出は不要とします。
4	介護事業所等に対するサービス継続支援事業 介護施設等に対するサービス継続支援事業	交付決定された補助金はいつ振り込まれるか。	補助金の支払方法は、次の①②のいずれかを選択してください。 ①事業終了後、実績報告書をご提出いただいた後にお支払いする精算払（請求書の提出不要） ②事業が終了する前にお支払いする概算払（要請求書） このうち、②概算払を希望される場合は、しまね電子申請サービスを通じ、県に概算払請求書をご提出ください。なお、概算払請求書提出後、振込までに1か月程度かかる場合があります。 概算払請求書を提出されない場合は、①精算払によりお支払いします。
5	介護事業所等に対するサービス継続支援事業 介護施設等に対するサービス継続支援事業	概算払により補助金の振込を受けたが、購入金額が振り込まれた額よりも少なくなった。この場合、どうすればいいか。	差額は返納していただくことになります。まず、購入金額等に基づき、実績報告書をご提出ください。その後、県から確定通知書とともに、返納通知書を送付しますので、金融機関にて返納額のお支払いをお願いします。
6	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	複数の事業所分の申請額を合算して物品を購入することは可能か。	複数事業分の災害備蓄品を共同購入し分配するなど、合理的な説明ができる場合に限り可能です。
7	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	交付決定額を超えて物品の購入をすることは可能か。	可能ですが、交付決定額を超えた金額については、全額事業者の負担となります。
8	介護事業所等に対するサービス継続支援事業 介護施設等に対するサービス継続支援事業	交付決定額は消費税等を含んだ額か。	交付決定額の範囲内で、税込の金額を補助します。 なお、消費税を事業者において負担することとして、税抜の金額にて申請していただくことは可能です（この場合、仕入税額控除の報告は不要です。実績報告書に税抜金額であることを明記してください）。
9	介護事業所等に対するサービス継続支援事業 介護施設等に対するサービス継続支援事業	実績報告書に領収書や納品書を添付する必要があるか。	領収書や納品書等の証拠書類の添付は不要ですが、県から求められた場合はすぐに提出できるよう、適切に保管しておいてください。証拠書類の保存期間は今年度終了後5年間としています。
10	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	事業所においてかかった燃料費はすべて対象としてよいか。	サービス提供に係る経費は報酬等により賄われるべきところですが、昨今のエネルギー価格等の高騰により、報酬等だけでは賄いきれないかか増し経費が生じているものと推察するため、当該かか増し経費を補助する、というのが本事業の趣旨です。 したがって、事業所においてかかった燃料費のうち、かか増し経費部分がどれだけだったか、説明可能な資料を証拠書類として保管していただきますようお願いいたします。 また、実績報告書を作成する場合、個票の「用途・品目・数量等」欄に、かか増し経費である旨、記載していただきますようお願いいたします。
11	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	事業所においてかかった光熱水費はすべて対象としてよいか。	光熱水費の高騰対策として、6月から物価高騰対策応援金を実施しています。サービス継続支援事業と物価高騰対策応援金の両方を申請することは可能ですが、両事業の対象費用が重複することは国Q&Aにおいて不可とされています。 よって、サービス継続支援事業において光熱水費を交付申請に記載している場合は、物価高騰対策応援金と重複しないよう整理していただいた上で、切り分けの考え方を証拠書類として保管していただきますようお願いいたします。
12	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	「需用費」と「備品購入費」の違いは何か。	需用費・備品購入費はいずれも物品を購入する経費を指しますが、「需用費」は消耗品・短期消費を目的とした比較的低価な物品の購入費用である一方、「備品購入費」は中長期的に利用する比較的高価な物品の購入費用とされています。 区分は、各事業者において規定がある場合はそれに従ってください。 なお、県においては1点10万円未満の購入は「需用費」、10万円以上の場合は「備品購入費」としています。